

ちばけん じどうそうだんしよ
千葉県の児童相談所

ちゆうおうじどうそうだんしよ
中央児童相談所 TEL:043 - 253 - 4101

〒263 - 0016 ちばしいなげくてんだい
千葉市稲毛区天台6 - 5 - 2

いちかわじどうそうだんしよ
市川児童相談所 TEL:047 - 370 - 1077

〒272 - 0026 いちかわしひがしおおわだ
市川市東大和田2 - 8 - 6

ふなばしししよ
船橋支所 TEL:047 - 420 - 1600

〒273 - 0014 ふなばししたかせちよう けんしよひしや かい
船橋市高瀬町66 - 18 (県消費者センター3階)

かしわじどうそうだんしよ
柏児童相談所 TEL:04 - 7131 - 7175

〒277 - 0831 かしわしねど
柏市根戸445 - 12

かしわすえひろししよ
柏末広支所 TEL:04 - 7147 - 5455

〒277 - 0842 かしわすえひろちよう
柏市末広町11 - 18

ちようしじどうそうだんしよ
銚子児童相談所 TEL:0479 - 23 - 0076

〒288 - 0813 ちようししだいまち
銚子市台町2183

ひがしかずさじどうそうだんしよ
東上総児童相談所 TEL:0475 - 27 - 1733

〒297 - 0029 ちばらしなかし
茂原市高師3007 - 6

きみつじどうそうだんしよ
君津児童相談所 TEL:0439 - 55 - 3100

〒299 - 1151 きみつしなかの
君津市中野4 - 18 - 9

いちじほご じどうそうだんしよ おこな しよびん なつとく ばあい
一時保護などの児童相談所の行う処分に納得できない場合
いしひようじ きようせいふくしんさほう だい じよう もと ふくしんさせいきゆう
意思表示として行政不服審査法(第5条)に基づく不服審査請求をすることができます。

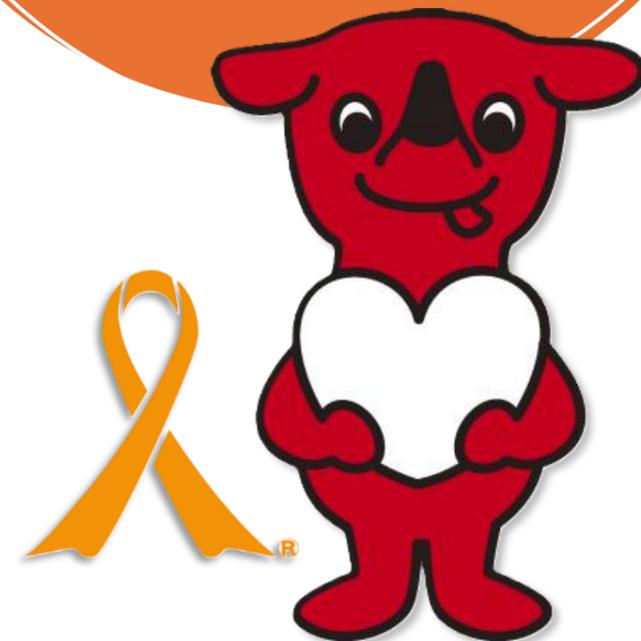
請求窓口: 千葉県総務部審査情報課

ただし、不服審査手続きが開始されても処分行為そのものは停止されません。

じどうそうだんしよ
児童相談所から

ほごしや みなさま
保護者の皆様へ

じどうぎやくたいたいおう なが
児童虐待対応の流れ



千葉県

児童虐待とは？

なく け たた 叩く
 殴る 蹴る

な お はげ ゆ
 投げ落とす 激しく揺さぶる

しんたいきぎやくたい
身体的虐待

お やけどを負わせる

おぼ 溺れさせる くび し
 首を絞める

ことば おど むし
 言葉による脅し 無視

かん さべつてきあつか
 きょうだい間での差別的扱い

しんりてきぎやくたい
心理的虐待

め まえ かぞく たい
 こどもの目の前で家族に対して

ほりよく
 暴力をふるう (DV)

じどうぎやくたい おや そだ おとな
 児童虐待は、親などのこどもを育てている大人から

たい しんしん ゆうがい えいきょう およ こうい
 こどもに対して、心身に有害な影響を及ぼす行為の

ことです。

おや あいじょう
 親からすると、こどものために愛情をもってしつけを

かんが きがい くつう あた
 していると 考えていても、危害や苦痛を与えられる、

ゆうがい こうい ぎやくたい
 こどもにとって有害な行為は虐待になります。

せいてきこうい
 こどもへの性的行為

せいてきこうい
 性的行為をみせる

せいてきぎやくたい
性的虐待

ひしゃたい
 ポルノグラフィティの被写体にする

せいき さわ さわ
 性器を触る、触らせる

いえ と こ
 家に閉じ込める

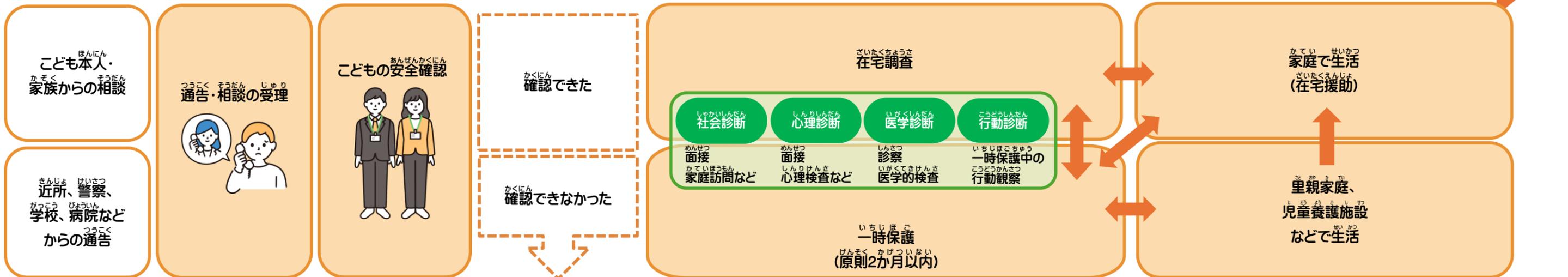
しょくじ あた
 食事を与えない

ネグレクト

ひげつ
 ひどく不潔にする

くるま なか ほうち
 車の中に放置する

一般的な対応の流れ (対応方針は適宜会議にて決定します)



一時保護所での生活

がくしゅう うんどう じかん いちいち ながれ につか そ せいかつ
 ・学習やあそび、運動の時間があり、一日の流れ(日課)に沿って生活をしています。

しぶつ も こ げんそくかのう せいかつ ひつよう か だ
 ・私物の持ち込みは原則可能です。生活に必要なものは貸し出しています。

せいかつ ひつよう もの ひつよう おう かくにん
 ・生活に必要なことや物については、必要に応じて確認しています。

あレルギー や 服薬 など、健康に関することを教えてください。けがや病気のときは看護師が対応し、必要な場合は医療機関を受診します。保護者の方への報告は受診後になることがあります。

いちじほ こ きかんちゆう がっこう げんそくしゅつせき
 ・一時保護期間中の学校は原則出席あつかいになります。

こ おんてい しゅうい きづか ちゆうさ
 ・お子さんの気持ちの安定、周囲への気遣いのために生じるストレス、調査のための情報の混乱を避けるため、保護者の面会・通信などをお控えいただくことがあります。

たいさんしや こ きも いけん き きかい
 ・第三者がお子さんの気持ちや意見を聞く機会があります。

立ち入り調査・臨検搜索

じどうぎやくたい おそれがあり、
 48時間以内に安全確認が
 できないときは、**立ち入り調査**
 をしたり、裁判所の許可を
 得て、**臨検搜索**をしたりする
 ことがあります。

**児童福祉法29条
 虐待防止法9条**

一時保護が開始されるとき

いちじほ こ こ あんぜん まも ひつよう ばあい
 一時保護はお子さんの安全を守るために必要な場合に
 児童相談所が行う行政処分です。

かいしし たちいりちゆうさ しんけんしやとう じょうきよう せつめい
 開始するときには、お子さんと親権者等に状況を説明し
 て、意見の確認をします。

しんけんしやとう どうい え ばあい いちじほ こ かいし
 親権者等の同意が得られない場合、一時保護を開始した
 日の後、7日目までに、児童相談所は、裁判所に一時保護
 の許可を得るための請求をします。親権者等が意見を述
 べたい場合は、児童相談所を通じて、裁判所に意見を伝
 えることができます。

**児童福祉法33条
 虐待防止法8条**

**一時保護が2ヶ月を
 超えるとき**

なぜ2ヶ月を超えるのか
 説明します。

しんけんしやとう ふどうい ばあい
 親権者等が不同意の場合
 は、家庭裁判所での審判
 になります。

さいばんしよ ほこしや いけん
 裁判所は保護者の意見も
 確認します。

児童福祉法33条

**面会・通信制限
 接近禁止命令**

じどうそうだんしやちゆうまた しせつちゆう
 児童相談所長又は施設長
 は、一時保護又は施設
 入所等措置がとられている
 場合、虐待を行った
 保護者に対して面会・通信
 制限/接近禁止命令をする
 ことができます。

**虐待防止法12条
 虐待防止法12条の4**

**里親・施設などで
 生活することに
 親権者などが
 同意しない場合**

さいばんしよ しんばん
 裁判所での審判になります。
 裁判所は保護者の意見も
 確認します。

児童福祉法28条

かてい どんなんふう に すごしてきたか、なに お 起きたかをおしえてください。お子さんが安全に過ごすために、一緒に考え、話し合ってください。